

## 特定非営利活動法人日本語ぐるりっと 設立趣旨書

1990年の入管法改正以来、わが国に就労のために訪れる外国人は増えていきます。こうした中で、自分の意志とは関係なく親に連れられて来る子ども達があります。日本語能力が充分ではない子ども達が日本の初等・中等教育にスムーズに入っていくためには、母語以外に新たに教育を受けるための言語である日本語を習得することが求められます。生活に必要なコミュニケーション言語(生活言語)と異なり、学習に必要な日本語(学習言語)は読み書き能力を土台に、学習内容を理解するために特別なケアが必要です。しかし、こうした指導・支援体制が学校教育の中で十分に整備されていないため、会話に不自由はなくても勉強に困難を感じている子どもは多く、地域の日本語ボランティア教室にくるケースが多く見られます。

しかし、本来大人を想定した日本語ボランティア教室では、子どもの発達段階や学校教育との関連において対応が困難な状況下に置かれることが多々あります。わずかな期間でも多くのことを学ぶ子どもは、適切な対応をされないまま「空白期間」に置かれると、成長を妨げられかねません。子どもが日本での生活や学校に適應していくためには、子どもの状況に応じたきめ細やかな支援が必要であり、このことが子どもにとって大切な「居場所」の保障につながると考えます。

本来、「児童の権利条約」にもあるように、学校教育が日本語を母語としない子ども達の適応から就学までを保障すべきであると考えます。その上で、地域社会が外国からの子どもや家族を温かく支えていきたいものです。

日本語ぐるりっとは、これまで任意団体としてボランティアで、外国にルーツをもつ子ども達への日本語学習支援とそのための環境整備に取り組んできました。望ましい日本語学習支援のあり方を探りながら教材を作成し出版、その教材を使った指導方法を用いて教室を開き、学校へ出向いての指導もおこないながら、主に低学年から中学生までの自立を促す支援をしてきました。また、保護者にも、通訳・相談等を通して学校や地域社会に溶け込めるように橋渡しを務めてきました。

こうして培ってきた活動の専門性を生かし、より多くの人達と連携・協働を推進していくには、責任ある団体としての信頼性を確保する必要があると考え、特定非営利活動法人格を取得することを決意しました。これにより、日本語学習支援体制を更に充実させ、又、全ての子ども達の生きる権利が保障される多文化共生の地域づくりに貢献したいと考えます。

